

○横浜商科大学学則

〔 昭和 43 年 4 月 1 日 〕
制 定

改正	昭和 44 年 4 月 1 日	昭和 45 年 4 月 1 日
	昭和 49 年 4 月 1 日	昭和 50 年 4 月 1 日
	昭和 51 年 4 月 1 日	昭和 53 年 4 月 1 日
	昭和 55 年 4 月 1 日	昭和 57 年 4 月 1 日
	昭和 59 年 4 月 1 日	昭和 61 年 4 月 1 日
	平成元年 4 月 1 日	平成 2 年 4 月 1 日
	平成 3 年 4 月 1 日	平成 4 年 4 月 1 日
	平成 7 年 4 月 1 日	平成 8 年 4 月 1 日
	平成 10 年 5 月 30 日	平成 11 年 4 月 1 日
	平成 12 年 4 月 1 日	平成 14 年 7 月 27 日
	平成 19 年 4 月 1 日	平成 20 年 3 月 29 日
	平成 20 年 12 月 11 日	平成 21 年 7 月 18 日
	平成 22 年 12 月 11 日	平成 23 年 7 月 23 日
	平成 25 年 4 月 20 日	平成 25 年 9 月 28 日
	平成 26 年 3 月 29 日	平成 27 年 1 月 24 日
	平成 27 年 7 月 18 日	平成 28 年 2 月 20 日
	平成 29 年 2 月 18 日	平成 29 年 9 月 16 日
	平成 30 年 6 月 16 日	平成 30 年 12 月 15 日
	平成 31 年 1 月 19 日	令和 2 年 2 月 29 日
	令和 3 年 3 月 27 日	令和 4 年 2 月 26 日
	令和 4 年 12 月 24 日	令和 5 年 2 月 25 日
	令和 5 年 8 月 30 日	令和 6 年 2 月 24 日
	令和 7 年 3 月 29 日	

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－4 条）
- 第 2 章 学年、学期及び休業日（第 5 条－第 7 条）
- 第 3 章 授業科目、履修方法（第 8 条－第 19 条）
- 第 4 章 入学、退学、休学、卒業・学位、除籍等（第 20 条－第 39 条）
- 第 5 章 学費（第 40 条－第 44 条）
- 第 6 章 職員組織（第 45 条・第 46 条）
- 第 7 章 大学運営会議、教授会（第 47 条・第 48 条）
- 第 8 章 賞罰（第 49 条・第 50 条）
- 第 9 章 科目等履修生等（第 51 条－第 53 条）
- 第 10 章 図書館等（第 54 条）

第11章 厚生保健施設（第55条）

第12章 公開講座（第56条）

第13章 雑則（第57条）

附 則

第1章 総則

（本学の目的等）

第1条 横浜商科大学（以下「本学」という。）は、「安んじて事を托さるる」の建学の精神のもと、実学重視の実践的な教育・研究を通じて「高度な専門知識」と「社会に奉仕する精神」を修得し、また托された責任をまっとうすることができる「使命感」と「責任感」をも身につけた人材を育成することを目的とする。

2 本学は、前項の目的を達成するため、次の教育方針を定める。

- (1) 高度な専門的職業人としての知識の修得
- (2) 高潔な倫理的水準の維持
- (3) 職業に対する強い使命感及び責任感の修得
- (4) 崇高な奉仕の精神の養成

3 本学に商学部を置き、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を次のとおり定める。

横浜商科大学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、建学の精神「安んじて事を托さるる人となれ」を理解し、「商学教育の完成」を目的とした実学重視の実践的な学習を通じて「高度な専門知識」と「社会に奉仕する精神」を修得し、また托された責任をまっとうすることができる「使命感」と「責任感」をも身につけた人材の育成を目的としている。本学の各学位プログラムの課程を修了し、以下の資質・能力を備えた者に学位（商学）を授与する。

D P 1. 知識・理解・技能

- 1-1. 商学の専門的な基礎知識・技能を身につけている。
- 1-2. 様々な知識・情報を相互に関連付けることができる。
- 1-3. 修得した知識・情報を適切に扱うことができる。
- 1-4. 自らが取り組むべき社会課題を発見することができる。

D P 2. 思考力・判断力・表現力

- 2-1. 様々な視点で問題を考えることができる。
- 2-2. 批判的なものの見方ができる。
- 2-3. 課題解決に向けて論理的に考えることができる。
- 2-4. 自分の考えを他者に伝えることができる。

D P 3. 主体性・多様性・協調性

- 3-1. 多様な価値観・世界観を受け入れることができる。
- 3-2. 主体的に行動することができる。
- 3-3. 他者と協働・協力することができる。
- 3-4. 何事にも冷静・沈着な対処・対応ができる。

4 商学のもとに商学科、観光マネジメント学科、経営情報学科を置き、各学科の学位授与方針を次のとおり定める。

(1) 商学科

商学科は、社会・経済・経営の仕組みを理解し、多様な視座に基づく洞察力と柔軟な発想力によって、今後のビジネスを創造する力を有する人材の輩出を教育目標に置き、その実現のために次に示す人材を育成する。

- ① 商学、マーケティング、会計学、経営学、経済学及び法学の体系的知識を、ビジネスの仕組みと結び付けて理解することができる。（知識・理解・技能）
- ② 専門的知識のみでなく、産学連携やインターンシップでの実践的体験を通して得た自分の意見を、課題発見・課題解決、問題解決に活用することができる。（思考力・判断力・表現力）
- ③ 多様性を尊重し、公正で双方向のコミュニケーションを主体的に促進し、柔軟な思考力で当事者間の共通目標に向けて成果を創り上げていくことができる。（主体性、多様性、協調性）

(2) 観光マネジメント学科

観光マネジメント学科は、商学体系のもと、「地域を読み撮る」という独自視点を加え、観光のこれからを考えるとともに「地域活性化」及び「観光・サービス業」の分野で広く社会で活躍する人材を育成することを教育目標に置き、その実現のために卒業までに身に付けるべき資質・能力を次に示す。

- ① 観光・サービスの基礎知識・技能を身につけている。（知識・理解・技能）
- ② 様々な視点で観光・サービスの問題を考えることができる。（思考力・判断力・表現力）
多様な地域課題に対して主体的に行動することができる。（主体性、多様性、協調性）

(3) 経営情報学科

現代の社会において、データ・AI による社会の変化を自ら認識し、情報マネジメント分野では、情報倫理の必要性を理解した上で、情報活用に関する実践的な知識やスキルについて学び、基礎から応用までの情報活用力を身につけること、さらにスポーツマネジメント分野では、スポ

一つの価値を理解した上で、これを活用し自らが関与できる地域とその課題を見つけるための行動を通して、社会・産業・企業が持つ課題を発見するために必要な専門的知識を修得する。これらを踏まえ、社会との繋がりを深く理解し、課題解決を実践できる人材を育成することを教育目標に置き、その実現のために卒業までに身につけるべき資質・能力を次に示す。

- ① 経営情報の専門的知識・技能を身につけることができる。（知識・理解・技能）
- ② 多様な視点で情報を捉え社会課題の解決に導くことができる。（思考力・判断力・表現力）
信頼できる情報に基づき適切な行動ができる。（主体性・多様性・協調性）

（自己点検・評価及び認証評価）

第2条 本学は、教育研究水準の向上に資するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況（以下「教育研究活動等の状況」という。）について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 教育研究活動等の状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。
- 3 教育研究活動等の状況についての公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用、その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。
- 4 この学則に定めるもののほか、自己点検及び評価については、学校法人横浜商科大学自己点検・評価に関する規程で定める。

（入学定員・収容定員）

第3条 商学部各学科の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科 名	入学定員	第3年次 編入学定員	収容定員
商 学 科	180人	6人	732人
観光マネジメント学科	70人	4人	288人
経営情報学科	80人		320人
合 計	330人	10人	1,340人

（修業年限、在学年限）

第4条 修業年限は、原則として通算4年とする。

- 2 在学年限は、通算8年とする。
- 3 在学期間は、学期単位で計算する。
- 4 編入学した者（以下「編入学者」という。）、学士の学位を有して入学した者（以下「学士入学者」という。）、転入学した者（以下「転入学者」という。）及び再入学した者（以下「再入学者」とい

う。)の在学年限は、入学時点で標準的な修業年限を満たすために必要な年数の2倍に相当する年数を超えることはできない。

第2章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第5条 学年は、原則として4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

2 前項の規定にかかわらず第22条により秋学期に入学する者の学年は、9月21日に始まり翌年9月20日までとする。

(学 期)

第6条 学年を分けて、次の2学期とする。

春学期 4月 1日に始まり 9月20日まで

秋学期 9月21日に始まり翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 日曜日

(3) 本学の開学記念日(4月18日)

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 春季休業、夏季休業及び冬季休業の始期と終期は、該当年度の学年暦に基づいて決定する。

3 学長は、休業日について必要と認めるとき、変更又は休業日に授業を行い、若しくは臨時休業日を定めることができる。

第3章 授業科目、履修方法

(教育課程)

第8条 各学科の授業科目は、別表第1のとおりとする。

(教育課程の編成)

第9条 授授業科目は、学部共通科目及び学科専門科目並びに別表第2に示す教職に関する科目とし、4年間に配当して開設する。

(授業科目の履修登録)

第10条 学生は、履修しようとする授業科目を定め、所定の期日までに履修登録をしなければならない。

（成績評価）

第11条 履修した授業科目の成績評価は、試験又はこれに代わる方法（以下「試験等」という。）によって行う。

（単位）

第12条 単位は、試験等により各授業で定めた達成目標に到達したと授業担当者が認めた者に対し、別表第1で定める単位数を付与する。

2 各年次において履修できる単位数の上限は、原則として40単位（各学期20単位）とする。

（成績）

第13条 成績は、A+、A、B、C、R、Fで評価する。このうち、A+、A、B、Cを合格、Rを認定として別表第1から別表第2までで定めた単位数を付与し、Fを不合格とする。

2 学生による履修辞退又は成績評価不能の場合は、Wと標記する。

3 学生が取得した通算成績の指標として、グレード・ポイント（GP）、グレード・ポイント・アベレージ（GPA）及びグレード・ポイント・トータル（GPT）を用いる。

4 本学において、GP、GPA及びGPTは、学生の修学実績の把握、経済支援等の選考指標等に用いる。

（成績評価基準等の明示等）

第14条 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対しその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（卒業の要件）

第15条 学生は、卒業の認定を受けるために、別表第1に示す各学科の教育課程表の授業科目を履修し、合計124単位以上を修得しなければならない。

2 編入学者、学士入学者及び転入学者については、前項の定め例外とする。

（教職課程）

第16条 商学部において教育職員免許状授与の所要資格が得られる教育職員免許状の種類及び免許教科は、別表第3とする。

2 教育職員免許状を得ようとする者は、第8条に定める授業科目の単位を修得し、かつ教育職員免許法（昭和24年5月31日法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年10月27日文部省令第26号）の定める教職に関する科目の所定の単位を別表第2に基づいて修得しなければならない。

い。

（他の大学等における授業科目の履修等）

第17条 本学が教育上有益と認めるときは、入学前又は入学後に、次の各号により修得した単位を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

- (1) 本学に入学する前に他の大学又は短期大学における学修（科目等履修生として修得したものを含む。）
- (2) 国内外の他の大学又は短期大学との協定に基づく当該大学又は短期大学における学修
- (3) 短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修
- (4) 大学設置基準第29条第1項の規定による、大学が単位を与えることのできる学修（平成3年文部省告示第68号）に該当する学修

2 前項の定めにより認定する単位数は、編入学者、転入学者及び学士入学者が入学する場合を除き、合わせて62単位を超えないものとする。

3 単位の認定については、この学則に定めるもののほか、横浜商科大学編入学生修得単位認定要領で定める。

（履修）

第18条 本学において開講する授業科目の履修については、第3章で定めるもののほか、横浜商科大学履修規程に定める。

（授業内容等の改善のための組織的な研修等）

第19条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第4章 入学、退学、休学、卒業・学位、除籍等

（入学者選抜）

第20条 本学は、入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）に対し、入学試験又はこれに代わる方法により選考を行う。

2 本学は、建学の精神「安んじて事を托さるる人となれ」を実践するために、信義誠実を尊重し、ビジネスの世界で活躍したいと考えている意欲溢れる前向きな人材を求めることを入学者受入れ方針と定める。

（志願者の選考）

第21条 本学に入学を志願する者の選考については、横浜商科大学入学試験管理・運営規則で定める。

2 入学志願者は、横浜商科大学入学試験に関する細則で定める出願書類に入学検定料を添えて、

所定の期日までに願出のものとする。

（入学資格）

第22条 本学に入学することのできる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者。ただし、12年未満の課程の場合は、文部科学大臣が指定した準備教育課程又は研修施設の課程を修了した者。
- (4) 外国における、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した18歳以上の者。12年未満の課程の場合は、文部科学大臣が指定した準備教育課程又は研修施設の課程を修了した者。
- (5) 外国において、指定された11年以上の課程を修了したとされるものであること等の文部科学大臣が指定する要件を満たす高等学校に対応する学校の課程を修了した者
- (6) 我が国において、外国の高等学校相当として指定した外国人学校を修了した者。ただし、12年未満の課程の場合は、文部科学大臣が指定する準備教育課程を修了した者。
- (7) 高等学校と同等と認定された在外教育施設の課程を修了した者
- (8) 指定された専修学校の高等課程を修了した者
- (9) 旧制学校等を修了した者
- (10) 外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCE Aレベルを保有する者
- (11) 国際的な評価団体（WASC、CIS、ACSI、NEASC）の認定を受けた教育施設の12年の課程を修了した者
- (12) 高等学校卒業程度認定試験（旧大検）に合格した者。ただし、18歳に達していないときは、18歳に達した日の翌日から対象者とする。
- (13) 本学において個別の入学資格審査により認めた18歳以上の者

（編入学資格）

第23条 次の各号のいずれかに該当する者が志願するとき、学長は、編入学を認めることができる。

- (1) 短期大学（外国の短期大学、我が国における外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む。）を卒業した者
- (2) 高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上又は62単位

以上であるものに限る）を修了した者

(4) 修業年限が2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科を修了した者

2 本学は、勉学に対する意欲が旺盛な社会人の生涯教育に資するため、次の各号に掲げる要件を満たすものに対し大学教育の門戸を開き、社会人編入学を認める。

(1) 出願時において家事手伝いを含む社会人経験が3年以上あること

(2) 入学時において満23歳以上であること

3 編入学の取扱については、この学則に定めるもののほか、横浜商科大学入学試験に関する細則で定める。

(学士入学)

第24条 大学を卒業した後に本学で学ぶことを志願する者があったとき、学長は、第3年次への学士入学を許可することができる。

2 学士入学の取扱については、この学則に定めるもののほか、横浜商科大学入学試験に関する細則で定める。

(転入学)

第25条 大学に2年以上在学した者で転入学を志願する者があるとき、学長は、第3年次への転入学を許可することができる。

2 転入学の取扱については、この学則に定めるもののほか、横浜商科大学入学試験に関する細則で定める。

(入学の時期)

第26条 入学の時期は、春学期又は秋学期の始めとする。

(入学手続)

第27条 第21条で定める選考の結果合格した者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学金及び原則として入学年次の学費を納付しなければならない。ただし、第31条により再入学する者については、入学金の納付を免除する。

2 学長は、前項で定める入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 入学手続については、横浜商科大学入学手続に関する細則で定める。

(学籍の取扱い)

第28条 本学に入学した者に学籍を付与し、その記録は、永久に保管する。

2 学籍については、横浜商科大学学籍に関する規程で定める。

(長期履修学生)

第29条 入学時に標準的な修業年限を超える期間で教育課程を修了することを申し出る者があるとき、学長は、長期履修学生として予め申出た期間で授業科目を履修することを許可することができる。

2 長期履修学生については、この学則で定めるもののほか、横浜商科大学長期履修学生細則で定める。

（退学）

第30条 やむを得ない理由により退学しようとする者は、保証人連署でその理由を付して学長に願い出て、許可を得て退学することができる。

2 退学する者の理由が死亡の場合は、保証人が学長へ退学を願い出るものとする。

3 退学の日付は、学長が許可した日とする。ただし、死亡による退学の場合は、死亡日をもって退学とする。

（再入学）

第31条 前条第1項で定める退学者のうち本学に再入学を志望する者は、退学前と同一の学科、学年に欠員がある場合に限り、保証人連署で学長に願い出て、許可を得て再入学することができる。

2 前項の定めにより再入学を認められた者（以下「再入学者」という。）は、原則として退学前と同一の学科、学年及び教育課程に入るものとする。ただし、学科の改組、廃止等により同じ科目単位の修得が困難な場合は、変更する場合がある。

3 再入学者が退学前に修得した単位は、修得単位として認めることができる。

（休学）

第32条 疾病その他やむを得ない理由により3か月以上修学することができない者は、保証人連署で当該学期の休学を学長に願い出て、許可を得て休学することができる。ただし、理由が疾病の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2 休学の理由が休学の許可を得た期間中に消滅しない場合は、保証人連署で翌学期の休学について継続して2年、通算して4年を限度として学長に期間の延長を願い出ることができる。

3 休学期間は、第4条で定める在学年限に算入しない。

（復学）

第33条 休学期間が満了し、休学の理由が消滅した者は、保証人連署で学長に願い出て、許可を得て復学することができる。

2 復学は、休学した年次とし、学期の開始日とする。

（外国の提携大学への留学）

第34条 本学と提携した外国の大学に留学を希望する者は、学長に願い出て、許可を得て留学することができる。

2 前項の定めにより留学する者の留学期間は、第4条に定める修業年限に含める。

3 第1項の定めにより留学する者は、本学に学費を納付するものとする。

（転学科）

第35条 他の学科への転学科を志望する者は、保証人連署で1年次修了後から2年次修了時まで間に学長に願い出て、許可を得て転学科することができる。

2 前項の定めにより願い出があったとき、学長は、在学中1回に限り許可することができる。

3 転学科の取扱については、この学則に定めるもののほか、横浜商科大学転学科取扱細則で定める。

（転学）

第36条 他の大学に入学又は転学を志願しようとする者は、保証人連署で学長に願い出て、許可を得て転学することができる。

（卒業認定・学位授与）

第37条 本学に8学期以上在学し、第12条第1項に定める授業科目及び単位を修得した者については、学長が、教授会の意見を聴取して卒業を認定し、学士（商学）の学位を授与する。

2 卒業の時期は、春学期又は秋学期の終了日とする。

（卒業延期）

第38条 卒業の要件を満たした者のうち在学期間の延長を希望する者は、保証人連署で学長に願い出て、許可を得て卒業時期を延期することができる。

2 卒業延期の取扱については、この学則に定めるもののほか、横浜商科大学卒業延期取扱細則で定める。

（除籍）

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 正当な理由なく第40条で定める学費及び第42条で定める在籍料（以下「学納金」という。）全額の納付を怠り、督促をしてもなお納付しない者
- (2) 第4条に定める在学年限を超える者
- (3) 第32条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 学期の当初から末日までの期間にわたり連絡のとれない者
- (5) 留学の在留資格を有する者で、法務省入国管理行政機関において在留期間の更新が認められず、帰国の指示を受けた者。ただし、帰国後に本学が在留資格認定申請を行うに相当する事由が

あると学長が認めた者を除く。

2 除籍の手続については、この学則に定めるもののほか、横浜商科大学除籍手続取扱細則で定める。

第5章 学費

(学費の費目)

第40条 学費とは、入学金並びに授業料、施設設備費及び教育充実費とし、その金額は、別表第4のとおりとする。

(特別の費用)

第41条 演習、実験、実習等について、特別の費用を要するとき、学長は、これを別に徴収することができる。

(在籍料)

第42条 在籍料は、次の各号に掲げるものとし、1学期につき50,000円とする。

- (1) 休学在籍料 第32条の定めにより休学を許可された者が納付する在籍料
 - (2) 卒業延期在籍料 第38条の定めにより卒業延期を許可された者が納付する在籍料
- (学納金納付期日)

第43条 学納金は、所定の期日までに全額を納付するものとする。

(既納学納金の不返還)

第44条 既に納めた学納金は、学内規則に定める基準に該当する場合を除き返還しない。

第6章 職員組織

(職員の構成)

第45条 本学に学長、商学部長、教授、准教授、専任講師、助教及び事務職員を置く。

- 2 本学に副学長を置くことができる。
- 3 学長は、第1項のほか必要な職員を置くことができる。

(職員の職務)

第46条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

- 2 副学長は、学長を助け、命を受けて職務をつかさどる。
- 3 学部長は、学部に関する職務をつかさどる。
- 4 学科長は、学科に関する職務をつかさどる。

第7章 大学運営会議、教授会

(大学運営会議)

第47条 本学に、教学に関する重要事項等を審議するために大学運営会議を置く。

2 大学運営会議の構成、運営、審議事項等に関しては、学校法人横浜商科大学組織及び職制に関する規則で定める。

（教授会）

第48条 本学に教授会を置き、学長、教授、准教授、専任講師、助教及び事務局長をもって組織する。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業

(2) 学位の授与

(3) 前2号で定めるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要のものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項で定めるもののほか、学長及び商学部長（以下この項で「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 教授会の運営等に関しては、横浜商科大学教授会運営規程で定める。

第8章 賞罰

（表彰）

第49条 学長は、他の模範とみなすに足る学生があるとき、表彰することができる。

2 表彰の取扱については、この学則に定めるもののほか、横浜商科大学学生表彰細則で定める。

（懲戒）

第50条 本学の学内規則に違反し又は学生の本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席が十分でない者

(4) 本学の秩序を乱した者

(5) その他学生としての本分に反した者

4 懲戒の手続に関しては、横浜商科大学学生の懲戒処分手続に関する細則で定める。

第9章 科目等履修生、聴講生

（科目等履修生）

第51条 授業科目の履修を志願する者があったとき、学長は、選考のうえ科目等履修生として許可

することができる。

- 2 科目等履修生が履修した授業科目について試験等を受け合格したときは、所定の単位を与える。
- 3 科目等履修生の取扱については、この学則に定めるもののほか、横浜商科大学科目等履修生取扱細則で定める。

（単位互換履修生）

第52条 他の大学の学生で大学間の協定に基づき授業科目の履修を志願する者があったとき、学長は、選考のうえ単位互換履修生として許可することができる。

- 2 単位互換履修生が履修した授業科目について試験等を受け合格した時は、所定の単位を与える。
- 3 単位互換履修生の取扱については、この学則に定めるもののほか、横浜商科大学単位互換履修生取扱細則で定める。

（聴講生）

第53条 授業科目の聴講を志願する者があったとき、学長は、選考のうえ聴講生として許可することができる。

- 2 聴講生は、聴講した授業科目の試験等及び単位認定を受けることができない。
- 3 聴講生の取扱については、この学則に定めるもののほか、横浜商科大学聴講生取扱細則で定める。

第10章 図書館等

（図書館等）

第54条 本学に職員及び学生の研究に資するため、図書館及び地域産業研究所を置く。

- 2 図書館の運営等に関しては、横浜商科大学図書館運営規程で定める。
- 3 地域産業研究所の運営等に関しては、横浜商科大学地域産業研究所規程で定める。

第11章 厚生保健施設

（厚生保健施設）

第55条 本学に、保健室、相談室、障害学生支援室その他厚生及び保健に関する諸施設を設ける。

- 2 保健室の運営等に関しては、学校法人横浜商科大学保健室運営細則で定める。
- 3 相談室の運営等に関しては、学校法人横浜商科大学相談室運営細則で定める。
- 4 障害学生支援室の運営等に関しては、横浜商科大学障害学生支援室運営細則で定める。

第12章 公開講座

（公開講座）

第56条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第13章 雑 則

（改廃）

第57条 この学則の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

2 前項の規定に基づき改廃の決定をするときは、理事長は、あらかじめ学長の意見を聴取するものとする。

3 前項の規定に基づき学長が意見を述べようとするときは、あらかじめ大学運営会議及び教授会の意見を聴取するものとする。

付 則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

付 則（昭和44年4月1日）

この学則は、昭和44年4月1日から施行する。

ただし、昭和43年度入学生については、第10条の規定に関わらず、なお従前の例による。

付 則（昭和45年4月1日）

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

付 則（昭和49年4月1日）

この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則（昭和50年4月1日）

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

ただし、昭和48年度及びそれ以前の年度の入学生については、なお従前の例による

付 則（昭和51年4月1日）

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則（昭和53年4月1日）

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則（昭和55年4月1日）

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

ただし、昭和54年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる

付 則（昭和57年4月1日）

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

ただし、昭和56年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

付 則（昭和59年4月1日）

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

ただし、昭和58年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

付 則（昭和61年4月1日）

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

ただし、昭和60年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

付 則（平成元年4月1日）

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

ただし、昭和63年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

付 則（平成2年4月1日）

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

ただし、平成元年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

付 則（平成3年4月1日）

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

ただし、平成2年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

付 則（平成4年4月1日）

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

ただし、平成3年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

付 則（平成7年4月1日）

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

ただし、平成6年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

付 則（平成8年4月1日）

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、平成7年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

付 則（平成10年5月30日）

この学則は、平成10年6月1日から施行する。

付 則（平成11年4月1日）

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

ただし、平成10年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

付 則（平成12年4月1日）

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成14年7月27日）

この学則は、平成14年10月1日から施行する。

付 則（平成 19 年 4 月 1 日）

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年 3 月 29 日）

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年 12 月 11 日）

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年 7 月 18 日）

この学則は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

付 則（平成 22 年 12 月 11 日）

この学則は、平成 22 年 12 月 12 日から施行する。

付 則（平成 23 年 7 月 23 日）

この学則は、平成 23 年 7 月 25 日から施行する。

付 則（平成 25 年 4 月 20 日学則第 1 号）

この学則は、平成 25 年 4 月 20 日から施行する。

附 則（平成 25 年 9 月 28 日学則第 2 号）

この学則は、平成 25 年 9 月 28 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 29 日学則第 1 号）

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 1 月 24 日学則第 1 号）

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年度以前入学者については、別に学長裁定で定める場合を除き、入学時の学則を適用する。
- 3 改正後の本則第 3 条の規定にかかわらず、商学部における平成 27 年度から平成 29 年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学 科 名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
商 学 科	560	560	570
観光マネジメント学科	70	140	214
経 営 情 報 学 科	320	320	326
貿 易 ・ 観 光 学 科	240	160	80
合 計	1,190	1,180	1,190

注：貿易・観光学科の入学定員は、平成 27 年度観光マネジメント学科の設置により平成 26

年度までとする。

附 則（平成27年7月18日学則第2号）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月20日学則第1号）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月18日学則第1号）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、改正後の本則第11条並びに第9条別表第1、別表第2及び別表第3は、平成27年度以降の入学者（別表第3のフロンティアプログラムのスポーツマネジメント領域については、平成29年度以降の入学者）から適用する。

附 則（平成29年9月16日学則第2号）

この学則は、平成29年9月16日から施行する。

附 則（平成30年6月16日学則第1号）

この学則は、平成30年6月16日から施行する。ただし、改正後の本則第35条については、平成30年度以前の入学者にも適用する。

附 則（平成30年12月15日学則第2号）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月19日学則第1号）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第12条については、平成30年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
- 2 商学部貿易・観光学科は、第1条第3項第2号の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（令和2年2月29日学則第1号）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月27日学則第1号）

- 1 この学則は、令和3年3月27日から施行する。
- 2 商学部貿易・観光学科は、令和3年3月31日で廃止する。

附 則（令和4年2月26日学則第1号）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月24日学則第2号）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月25日学則第1号）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年8月30日学則第1号）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する収容定員は、同条の規定にかかわらず、令和6年度から令和8年度までの間は、次のとおりとする。

学部・学科	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	収容定員	収容定員	収容定員
商 学 部	1, 235人	1, 270人	1, 305人
商 学 科	627人	662人	697人
観光マネジメント学科	288人	288人	288人
経営情報学科	320人	320人	320人

附 則（令和6年2月24日学則第2号）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月29日学則第1号）

この学則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年度以前の入学者については、入学時の学則を適用する。

別表第1

商学部 教育課程表（2025年度以降入学生）

●学部共通科目

科目分類	科目名称	配当 年次	単位数		備考	
			必修	選択		
学部 共通 科目	大学 基盤 科目 目群	考える力	1	2		
		商学基礎	1	2		
		基礎ゼミ A	1	2		
		基礎ゼミ B	2	2		
		アカデミック・ライティング	2	2		
	実効型 実践 科目 目群	情報リテラシー1	1	2		MDASH 科目
		情報リテラシー2	1	2		MDASH 科目
		初級簿記 1	1		2	
		初級簿記 2	1		2	
		中級簿記	1		4	
		上級簿記	1		4	
		スポーツ演習	1		2	スポーツマネジメントコース必修
		情報機器活用	1		2	
		ボランティア活動演習	1		2	
		ユニバーサルデザイン	3		2	
		ソーシャルデザイン	3		2	
		横浜中華街の世界	2		2	
		横浜・野毛の商いと文化	2		2	
		ライフキャリア概論	2	2		
		ワークキャリア開発	3	2		
		ライフキャリア開発 A1	2		2	
		ライフキャリア開発 A2	3		2	
		ライフキャリア開発 B1	2		2	
		ライフキャリア開発 B2	2		2	
		社会力実践 C1	2		2	
		社会力実践 C2	2		2	
		社会力実践 D1	2		4	
社会力実践 D2	2		2			
実践英語 A	1		2			
実践英語 B	1		2			
実践英語 C	2		2			
実践英語 D	2		2			

科目分類	科目名称	配当 年次	単位数		備考	
			必修	選択		
学部 共通 科目	実効型実践科目	研究指導 A	3		2	
		研究指導 B	3		2	
		研究指導 C	3		2	
		研究指導 D	3		2	
		海外研修 A	1		2	
		海外研修 B	1		2	
		特別講義 A	1		2	
		特別講義 B	1		2	
		特別講義 C	2		2	
		特別講義 D	2		2	
	総合コミュニケーション科目群	English Communication1	1		2	選択必修 ※英語、中国語どちらかを選択し、所定の単位数を修得
		English Communication2	1		2	
		English Communication3	2		2	
		English Communication4	2		2	
		中国語 Communication1	1		2	選択必修 ※選択した言語に対応した科目により所定の単位数を修得
		中国語 Communication2	1		2	
		中国語 Communication3	2		2	
		中国語 Communication4	2		2	
		グローバルスタディーズ（非アジア圏）1	1		2	留學生必修 ※日本人学生履修不可
		グローバルスタディーズ（非アジア圏）2	2		2	
		グローバルスタディーズ（アジア圏）1	1		2	
		グローバルスタディーズ（アジア圏）2	2		2	
		日本語 Communication1	1		2	
		日本語 Communication2	1		2	
		日本語 Communication3	2		2	
		日本語 Communication4	2		2	
		日本語・多文化協働	2		2	
日本語・多文化コミュニケーション	2		2			
総合教養科目群	経済学入門	1	2			
	ミクロ経済学	2		2		
	マクロ経済学	2		2		
	産業組織論	2		2		
	経済政策	3		2		
	日本経済論	3		2		

科目分類	科目名称	配当 年次	単位数		備考	
			必修	選択		
学部 共通 科目	総合 教養 科目 群	国際経済学	3		2	
		金融論	3		2	
		法律とコンプライアンス	1		2	
		日本国憲法	1		2	
		民法総論	1		2	
		民法債権法	2		2	
		民法物権法	2		2	
		商取引法	2		2	
		会社法 1	2		2	
		会社法 2	3		2	
		知的財産権法	3		2	
		歴史と文明 A	1		2	
		歴史と文明 B	1		2	
		歴史と文明 C	1		2	
		歴史と文明 D	1		2	
		言葉と文化 A	1		2	
		言葉と文化 B	1		2	
		言葉と文化 C	1		2	
		言葉と文化 D	1		2	
		社会と人間 A	1		2	
		社会と人間 B	1		2	
		社会と人間 C	1		2	
		社会と人間 D	1		2	
		論理と思考 A	1		2	
		論理と思考 B	1		2	
		論理と思考 C	1		2	
		論理と思考 D	1		2	
		心と身体 A	1		2	
		心と身体 B	1		2	スポーツマネジメントコース必修
		心と身体 C	1		2	
		心と身体 D	1		2	
		世界と地域 A	1		2	
		世界と地域 B	1		2	
世界と地域 C	1		2			
世界と地域 D	1		2			

科目分類	科目名称	配当 年次	単位数		備考	
			必修	選択		
学部 共通 科目	総合 教養 科目 目群	環境と技術 A	1		2	
		環境と技術 B	1		2	
		環境と技術 C	1		2	
		環境と技術 D	1		2	
		データと数学 A (数学基礎)	1		2	
		データと数学 B (統計学)	1		2	
		日本語・社会と文化 1	1		2	留学生必修
		日本語・社会と文化 2	1		2	※日本人学生履修不可
		デザインと商学	2		2	
		デザイン思考	2		2	
		特別講義 E	1		2	
		特別講義 F	1		2	
		特別講義 G	1		2	
		特別講義 H	1		2	

●学科専門科目 商学科

科目分類	科目名称	配当 年次	単位数		備考	
			必修	選択		
学科専門科目	専門基盤科目群	情報社会の倫理	1	2		MDASH 科目
	ビジネスと AI	1	2		MDASH 科目	
	マーケティング概論	1	2			
	商業・流通入門	1	2			
	経営学概論	1	2			
	学科深化・発展科目群	データサイエンス入門	1	2		MDASH 科目
	会計学入門	1	2			
	会計の歴史	1		2		
	原価計算	1		2		
	横浜企業家研究	1		2		
	財務諸表論	2		2		
	財務諸表分析	2		2		
	管理会計	2		2		
	国際会計	3		2		
	租税法	3		2		
	税務会計	3		2		
	監査論	3		2		
	流通サービス論	2		2		
	マーケティング戦略論	2		2		
	マーケティングリサーチ	2		2		
	グローバル・マーケティング	3		2		
	サービス・マーケティング論	3		2		
	消費者行動論	3		2		
	商品開発論	3		2		
	ブランド・マネジメント	3		2		
	ロジスティクス論	3		2		
	保険論	3		2		
	経営管理論	2		2		
経営戦略論	2		2			
経営組織論	2		2			
人的資源管理論	3		2			
経営史	3		2			
グローバル・ビジネス論	3		2			
中小企業経営論	3		2			

科目分類		科目名称	配当 年次	単位数		備考
				必修	選択	
学 科 専 門 科 目	学科深化・ 発展科目群	非営利組織経営	3		2	
		職業指導 1	3		2	教職課程必修
		職業指導 2	3		2	教職課程必修
		ゼミナール 1	3		2	
		ゼミナール 2	3		2	
		ゼミナール 3	4		2	
		ゼミナール 4	4		2	

●学科専門科目 観光マネジメント学科

科目 分類	科目名称	配当 年次	単位数		備考	
			必修	選択		
学科専門科目	専門 基盤 科目 群	観光概論	1	2		観光アンバサダー科目
		観光・サービス経営論	1	2		観光アンバサダー科目
		地域と観光	1	2		
		経営学概論	1	2		
		観光資源論	2	2		観光アンバサダー科目
		サービス・マーケティング論	2	2		
	学科 深化・ 発展 科目 群	情報社会の倫理	2		2	MDASH 科目
		ビジネスと AI	2		2	MDASH 科目
		商業・流通入門	1		2	
		マーケティング概論	1		2	
		会計学入門	1		2	
		データサイエンス入門	2		2	MDASH 科目
		観光情報論	2		2	観光アンバサダー科目
		観光コミュニケーション論	2		2	観光アンバサダー科目
		横浜の観光計画と課題	2		2	観光アンバサダー科目
		観光産業のリスクマネジメント	2		2	観光アンバサダー科目
		観光文化論	2		2	観光アンバサダー科目
		横浜観光演習	2		2	
		観光経済学	3		2	
		旅行ビジネス論	3		2	
		宿泊ビジネス論	3		2	
		フードビジネス論	3		2	
		レジャー産業論	3		2	
		観光交通論	3		2	
		観光行動論	3		2	
		観光まちづくり	3		2	
		サービスデザイン	3		2	
		観光とサブカルチャー	3		2	
		持続可能な観光論	3		2	
鶴見観光まちづくりの実践	3		2			
観光サービス実務演習	3		2			
観光政策演習	3		2			

科目 分類		科目名称	配当 年次	単位数		備考
				必修	選択	
学科専門科目	学科深化・発展科目群	ゼミナール1	3		2	
		ゼミナール2	3		2	
		ゼミナール3	4		2	
		ゼミナール4	4		2	

●学科専門科目 経営情報学科

科目分類	科目名称	配当 年次	単位数		備考	
			必修	選択		
学科専門科目	専門基盤科目群	情報社会の倫理	1	2		MDASH 科目
		ビジネスと AI	1	2		MDASH 科目
		経営学概論	1	2		
		データ構造とアルゴリズム	2	2		
		ビジネスデータ活用	2	2		
		データサイエンス入門	1		2	MDASH 科目/情報マネジメントコース必修
		情報セキュリティ	1		2	情報マネジメントコース必修
		プログラミング基礎	1		2	情報マネジメントコース必修
		コンピュータ基礎	1		2	情報マネジメントコース必修
		スポーツパーソンシップ	1		2	スポーツマネジメントコース必修
	社会とスポーツ	1		2	スポーツマネジメントコース必修	
	学科深化・発展科目群	マーケティング概論	1		2	
		スポーツデータ活用入門	1		2	
		マーケティングリサーチ	2		2	
		スポーツビジネスとファイナンス	3		2	
		商品企画と E コマース	1		2	
		インターネットビジネス	1		2	
		情報数学	2		2	
		データサイエンスとビジネス	2		2	
		会社運営の基礎	2		2	
		会社運営の実践	2		2	
		経営戦略論	2		2	
		経営管理論	2		2	
		マーケティング戦略論	2		2	
		流通サービス論	2		2	
		ソーシャルメディアマーケティング	2		2	
		消費者行動論	2		2	
		ビッグデータ解析	3		2	
		モバイルアプリ制作	3		2	
		インターネット起業論	3		2	
		中小企業経営論	3		2	
		デジタルマーケティング	3		2	
商品開発論		3		2		
観光情報論	3		2			

科目分類	科目名称	配当 年次	単位数		備考
			必修	選択	
学科 専門 科目	AI アプリケーションの開発	3		2	
	スポーツビジネス	1		2	
	ユニバーサルデザイン（スポーツ）入門	1		2	
	スポーツ心理学	1		2	
	身体の機能と運動	1		2	
	生理学概論	1		2	
	医学概論	2		2	
	スポーツ法務	2		2	
	倫理社会学	2		2	
	トレーニング論	2		2	
	スポーツマーケティング	2		2	
	ユニバーサルデザイン（スポーツ）企画	2		2	
	スポーツ組織のマネジメント	2		2	
	スポーツとまちづくり	2		2	
	スポーツと産業	2		2	
	スポーツ政策	2		2	
	生涯スポーツ演習（トレーニング）	2		2	
	生涯スポーツ演習（ウォーキング・ジョギング）	2		2	
	生涯スポーツ演習（水泳）	2		2	
	生涯スポーツ演習（フィットネス）	2		2	
	健康づくりのための栄養学	2		2	
	ライフステージ論	2		2	
	スポーツコーチング	3		2	
	体力測定評価法	3		2	
	横浜のプロスポーツビジネス	3		2	
	横浜のイベント研究	3		2	
	ゼミナール1	3		2	
ゼミナール2	3		2		
ゼミナール3	4		2		
ゼミナール4	4		2		

別表第2 教職に関する科目

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目

	授業科目	商学科			必要 単位数	備考
		必修	選択	単位数		
商業の 関係科目 (一年次以上)	商学基礎	○		2	24	学部共通科目 大学基盤科目群
	初級簿記1		○	2		学部共通科目 実効型実践科目群
	初級簿記2		○	2		
	経済学入門	○		2		学部共通科目 総合教養科目群
	民法総論		○	2		
	社会と人間A(社会学)		○	2		
	ビジネスとAI	○	○	2		学科専門科目 専門基盤科目群
	マーケティング概論	○		2		
	経営学概論	○		2		
	会計の歴史		○	2		学科専門科目 学科深化・発展科目群
	原価計算		○	2		
商業の 関係科目 (二年次以上)	ミクロ経済学		○	2	24	学部共通科目 総合教養科目群
	マクロ経済学		○	2		
	民法債権法		○	2		
	商取引法		○	2		
	会社法1		○	2		
	財務諸表論		○	2		学科専門科目 学科深化・発展科目群
	財務諸表分析		○	2		
	マーケティング戦略論		○	2		
	経営管理論		○	2		
	経営戦略論		○	2		
	経営組織論		○	2		
商業の 関係科目 (三年次以上)	国際経済学		○	2	24	学部共通科目 総合教養科目群
	金融論		○	2		
	会社法2		○	2		
	租税法		○	2		学科専門科目 学科深化・発展科目群
	税務会計		○	2		
	監査論		○	2		
	商品開発論		○	2		
	保険論		○	2		
	人的資源管理論		○	2		
	中小企業経営論		○	2		
	職業指導1	○		2		
	職業指導2	○		2		
	各教科の指 導法(情報通 信技術の活用 を含む)	商業科教育法	○			

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

施行規則に定める科目区分等		高等学校教諭第一種免許状					
科目	各科目に含めることが必要な事項	開設授業科目	履修学年	単位数		必要単位数	履修方法等
				必修	選択		
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育の思想・歴史及び教育課程	2	2		10	
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)						
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教師論	2	2			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育の行政及び学校経営	2	2			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	2			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	2	2			
生徒指導、総合的な学習の時間等の指導法及び教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	2		8	
	特別活動の指導法						
	教育の方法及び技術	教育方法論(ICT活用を含む)	2	2			
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
	生徒指導の理論及び方法	生徒・進路指導の理論と方法	2	2			
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談	2	2				
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習講義	3	3	5	教育実習講義は事前事後指導1単位に充当	
		教育実習	4				
	教職実践演習	教職実践演習	4	2			
合 計				23	23		

(3) 大学が独自に設定する科目

科目区分	開設授業科目名	履修方法等	履修学年	単位数		必要単位数
				必修	選択	
大学が独自に設定する科目	道徳教育の研究	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」併せて12単位以上修得すること	2		2	12
	青年心理学		2		2	

別表第3

商学部において教育職員免許状授与の所有資格が得られる教育職員免許状の種類及び免許教科

学科	免許状の種類	免許教科
商学科	高等学校教諭一種免許状	商業

別表第4

2025年度以降 春学期入学者学費（商学科・観光マネジメント学科）

勘定科目	第1年次			第2.3.4年次		
	年額全納	学期別分納		年額全納	学期別分納	
		春学期	秋学期		春学期	秋学期
入学金	300,000					
授業料	720,000	360,000	360,000	720,000	360,000	360,000
施設設備費	220,000	110,000	110,000	220,000	110,500	110,000
教育充実費	69,000	34,500	34,500	69,000	34,500	34,500
計	1,009,000	504,500	504,500	1,009,000	504,500	504,500
合計	1,309,000	804,500	504,500	1,009,000	504,500	504,500

なお、編入学者の入学金は 300,000 円 とし、学費は編入学年の学生と同等の金額とする。

2025年度以降 春学期入学者学費（経営情報学科）

勘定科目	第1年次			第2.3.4年次		
	年額全納	学期別分納		年額全納	学期別分納	
		春学期	秋学期		春学期	秋学期
入学金	300,000					
授業料	720,000	360,000	360,000	720,000	360,000	360,000
施設設備費	240,000	120,000	120,000	240,000	120,500	120,000
教育充実費	69,000	34,500	34,500	69,000	34,500	34,500
計	1,029,000	514,500	514,500	1,029,000	514,500	514,500
合計	1,329,000	814,500	514,500	1,029,000	514,500	514,500

なお、編入学者の入学金は 300,000 円 とし、学費は編入学年の学生と同等の金額とする。

2025年度以降 秋学期入学者学費（商学科・観光マネジメント学科）

勘定科目	第1年次			第2.3.4年次		
	年額全納	学期別分納		年額全納	学期別分納	
		秋学期	春学期		秋学期	春学期
入学金	300,000					
授業料	720,000	360,000	360,000	720,000	360,000	360,000
施設設備費	220,000	110,000	110,000	220,000	110,000	110,000
教育充実費	69,000	34,500	34,500	69,000	34,500	34,500
計	1,009,000	504,500	504,000	1,009,000	504,500	504,500
合計	1,309,000	804,500	504,000	1,009,000	504,500	504,500

なお、編入学者の入学金は 300,000 円とし、学費は編入学年の学生と同等の金額とする。

2025年度以降 秋学期入学者学費（経営情報学科）

勘定科目	第1年次			第2.3.4年次		
	年額全納	学期別分納		年額全納	学期別分納	
		秋学期	春学期		秋学期	春学期
入学金	300,000					
授業料	720,000	360,000	360,000	720,000	360,000	360,000
施設設備費	240,000	120,000	120,000	240,000	120,000	120,000
教育充実費	69,000	34,500	34,500	69,000	34,500	34,500
計	1,029,000	514,500	514,000	1,029,000	514,500	514,500
合計	1,329,000	814,500	514,000	1,029,000	514,500	514,500

なお、編入学者の入学金は 300,000 円とし、学費は編入学年の学生と同等の金額とする。